

(揭示期間 R8/4/1~R8/8/31)

商品券廃止・払戻しのお知らせ

膳所商店街振興組合
理事長 池田利広

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、膳所商店街振興組合の「商品券」につきましては、令和8年3月31日(火)をもちましてご利用を終了させていただきました。

未使用の「商品券」をお持ちのお客様には、資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しを、所定の店舗で行いますので、申請期間終了日までにお申し出ください。

1. 払戻しの対象となる商品券は下記の通りです



または



2. 払戻し申請期間

令和8年4月1日(水)~令和8年8月31日(月)

※払戻し申請期間内に申出をしなかった前払式支払手段(商品券)の保有者はこの払戻しの手続きから除斥されます。

3. 申出の方法および、払戻しの方法

〔店舗にご来店〕

池田生花店・貴宝堂よこの・加藤酒店のいずれかにお越しください。商品券と引き換えに現金と交換いたします。

〔郵送での申請〕

①ご住所・②お名前・③連絡先、を膳所商店街振興組合までお申し出ください。こちらから返信用封筒と商品券払戻申請書を郵送しますので、必要事項をご記入の上、払い戻しをする商品券と共に返信してください。ご指定の口座へ振込させていただきます。尚、払戻し申請期間最終日の消印までが有効となります。返信用切手代、振込手数料は当組合にて負担します。ここで得た個人情報には本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

4. 払戻しを行う前払式支払手段発行者・お問合せ先

膳所商店街振興組合

e-mail: zeze.shopstreet@gmail.com

FAX: 050-3527-1122 TEL: 077-522-6323

